

公立大学法人静岡文化芸術大学平成30年度計画

静岡文化芸術大学は、豊かな人間性と的確な時代認識や社会認識を持ち、国際社会の様々な分野で活躍できる人材の育成と、教育・研究等を通じて地域社会や国際社会の発展に資する開かれた大学づくりを進めている。

この基本目標達成のため、平成28年度から第2期中期計画を遂行する中、平成30年度計画を策定した。

平成30年度計画の概要

項目	主な内容
教 育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年度設置を目指す「文明観光学コース」「匠領域」と整合するよう、3ポリシーを修正 ○ 文化政策学部における学科横断型の「文明観光学コース」の開設に向け、具体的なカリキュラム、必要修得単位数、付与するディプロマなどの制度の詳細を確定 ○ 「匠領域」を含めた1学科6領域体制に向け、教員の配置を含めた学部の運用体制、カリキュラム体系、工房設備等を整備 ○ 授業外の学習時間の確保や双方向授業等を実現するため、LMS（学習管理システム）を導入
学 生 支 援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1年生のキャリア形成を図るため、インターンシップの重要性を伝えるセミナーや4年生がキャリアアップ体験談を語る会を開催 ○ 留学生の学習、生活等を日本人学生が支援する留学生パートナーSA制度(仮称)を試行 ○ 同窓会の組織体制の強化を進め、在学生との交流事業や支援事業を協働して実施
研 究	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学際研究推進の場として文化・芸術研究センターの機能を強化するため、常に複数の教員が学部から兼任できる体制等を検討し、教員特別研究において、両学部を繋ぐ研究活動を推進 ○ 科学研究費獲得に向けた学内講習会の実施内容や実施時期を改善するとともに、科学研究費補助金等において5件以上の新規採択を目指す
グロ ーバ ル 化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 語学教育と留学を一体として学生の語学力を高めるため、英語・中国語教育センターに留学支援も担当する英語特任講師を配置し、運営にあたる ○ 県や企業、団体等学外の組織と協議し、本学独自の海外インターンシップの具体化を進める
地 域 貢 献	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域連携実践演習のプログラムを継続して行い、また、テーマ実践演習については、学生の自主的な企画を促し、履修学生の増加を図る ○ 教員の専門研究分野や研究シーズに関する情報を積極的に発信し、地域企業や行政との産学官連携を促進
法 人 経 営 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 時間外勤務承認システム導入など決裁の合理化、業務プロセスの改善を推進 ○ 卒業生等を中心とする個人及び県内外の法人等から広く寄附金を募集する ○ ハラスメント相談窓口担当者の専門性を高めるための研修会を実施

公立大学法人静岡文化芸術大学 平成 30 年度 年度計画

I 教育研究等の質の向上に関する計画

1 教育

- ・ 3ポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)を学内外に周知するとともに、それらが一貫性をもって実行されているかを検証する。また、平成 31 年度設置を目指す「文明観光学コース」「匠領域」と整合するよう、ポリシーの修正を行う。

2 入学者受入れ

(1) 入学試験関連組織の整備

- ・ 入試改革、高大連携事業等に関して包括的に協議ができるよう、必要に応じて入試・高大連携センター会議と入試運営部会の委員が一堂に会して会議を実施するなど、案件に応じて柔軟な会議の開催・運営を行う。

(2) 入学試験

ア 入試内容・入試制度の改善

- ・ 平成 32 年度の入試改革に向け、各入試区分の試験科目、試験内容、定員の配分等について 6 月末までに決定し、オープンキャンパス等様々な機会を捉えて高校に周知する。
- ・ 平成 33 年度入試の一般入試における英語の資格・検定試験の活用について、6 月末までに決定する。
- ・ 平成 29 年度に行った入学後の追跡調査(平成 23 年度～平成 26 年度入学生)に加え、平成 27 年度以降に入学した両学部入学生について、入試区分と学修状況との関連性について分析する。

イ 多様な学生の受け入れ

- ・ 定住外国人学生の受入促進として、ブラジル総領事館主催の教育フェアへ参加するほか、社会人や帰国生徒、留学生など志願者に対応した受入促進策を実施する。
- ・ 障害のある学生を支援する長期履修制度を周知し、障害のある学生の修学を支援する。
- ・ 社会人学生の受入れに関する方針の見直しや社会人専門講座の枠組みを利用した新たな教育プログラムの可能性を含め、中期計画の一部変更に向けた検討を行う。

ウ 入試広報の充実

- ・ アクティブラーニングやグローバル人材育成を意識した本学の特徴的な授業を、大学説明会や高校に出向いて行う模擬授業を通して紹介する。
- ・ 国際文化学科の学生たちが浜松市周辺で行っている活動を題材とし、国際文化学科の学びやその魅力を紹介する PR 映像を新たに作成する。
- ・ 本学の学びの特色や魅力の理解を効果的に深めるため、高校教員向け授業見学・説明会の開催の拡充、オープンキャンパスの機会を利用した保護者説明会を実施

する。

(3) 高等学校との連携

ア 高等学校との関係強化

- ・ 高校教員向けの授業見学・説明会、県立高等学校長会進路指導委員会との懇談会等の機会を利用し、高校教員から情報を集める。
- ・ 静岡県教育委員会と連携しアカデミックチャレンジ事業を実施するとともに、文系進学希望者対象の高大連携事業として、新しい入試方法を研究する静岡新入試研究会の「課題探求プロジェクト」に参画する。

イ 高等学校基礎学力テスト（仮称）への対応

- ・ 「高校生のための学びの基礎診断」の副次的な利用について国の検討を注視しつつ、高校側への聞き取り調査を実施する。

3 教育の内容

(1) 学士課程

ア 教育内容

- ・ 平成 27 年度から平成 30 年度までの新カリキュラムの教育効果を検証するとともに、平成 31 年度設置を目指す文明観光学コース及び匠領域の新カリキュラムと併せ必要なカリキュラム変更案を作成する。
- ・ 英語・中国語教育センターの活動を多言語教育の観点から見直すとともに、学生が企画するセンター活動を拡大する。
- ・ 語学教育と留学を一体として学生の語学力を高めるため、平成 30 年度から英語・中国語教育センターに留学支援も業務とする特任講師を配置する。
- ・ 文明観光学コースの平成 31 年度設置に向け、専任教員を文化・芸術研究センター所属として採用する。本コース担当の教員を中心に、文化政策学部の 3 学科との調整、海外インターンシップや地域の観光産業との連携事業などを含む、カリキュラム作成の準備を進める。

[文化政策学部]

- ・ 文化政策学部における学科横断型の「文明観光学コース」の開設に向け、具体的なカリキュラム、必要修得単位数、付与するディプロマなどの制度の詳細を確定する。

[デザイン学部]

- ・ 「匠領域」の開設に向け、具体的なカリキュラム、必要修得単位数、付与するディプロマなどの制度の詳細を確定する。

イ 教育方法

- ・ 平成 31 年度以降のカリキュラム改正において、両学部の融合を促進できるように科目区分・開講時期を策定し、その具体的な運用方法を定める。
- ・ SA 適用授業の学内公募と SA 審査会により、SA 制度を適切に運営する。
- ・ 留学生パートナー SA(仮称)の効果的運用方法について検討し、試行する。
- ・ 実践演習の学生アンケートの分析を基に、実践演習の内容を学生の意欲や教育効果をより一層高めるよう改善する。

- ・トビタテ!留学 JAPAN 派遣学生などが、国内外の団体・企業へのインターンシップで実践能力を向上するよう支援を行う。
- ・授業外の学習時間の確保や双方向授業等を実現するため、LMS（学習管理システム）を導入する。
- ・文化政策学部における学科横断型の文明観光学コースの開設に向け、具体的なカリキュラム、必要修得単位数、付与するディプロマなどの制度の詳細を確定する。
- ・グローバル化戦略検討タスクフォースにおいて、クォーター学期制度導入の適否を検討する。

ウ 成績評価

- ・成績分布の状況を継続的に把握し、課題を明らかにする。
- ・GPA、CAP 制の運用について、導入後 4 年間の結果を総括し、問題点の検証・改善を行う。

(2) 修士課程

ア 教育課程及び研究指導方法

[文化政策研究科・デザイン研究科]

- ・大学創立 20 周年記念事業に関連して、卒業生を含む社会人を対象とするリカレント教育の実施準備を整える。

[文化政策研究科]

- ・可能な範囲で修了生ネットワーク組織との連携を図る。
- ・入学者の質を担保しつつ、教育内容の見直しについて研究科内で意見交換を行う。

[デザイン研究科]

- ・実務演習の内容と方法及び全演習内での時間の割合が適切か否かを検証する。
- ・学部生と大学院生が協働で行う演習の内容と方法について実施案を作成する。

イ 成績評価

[文化政策研究科]

- ・修士論文以外の各科目が教育課程においてどのような位置付けにあるのかについて研究科内で意見交換し、まとめる。

[デザイン研究科]

- ・実務演習強化に向けた達成目標と客観的な基準の再設定のため、年次ごと、類ごと、留学生であるか否か等についての成績分布に関する具体的な分析を行う。

4 教育の実施体制等

(1) 教員配置

- ・副学長、学部長等の教員役職者の講義科目の負担軽減を図る。
- ・学際的研究推進の場として文化・芸術研究センターの機能を強化するため、複数の教員が学部から兼任できる体制等を検討する。
- ・外部の専門家を講師に招いた講演会を開催する。また、協定校から教員を招聘し、講義やワークショップを開催する。

- ・ センター化した入学試験・高校大学連携センター及びキャリアセンターの運営状況を確認、検証する。
- ・ 各委員会毎に、委員会のメール審議、回数削減、時間短縮等の目標を定め取り組む。

(2) 教育環境の整備

- ・ 図書館・情報センターにおいてグループ学習実験を行い、教育・学習に適したラーニングコモンズの候補場所の検討を行う。
- ・ 学内無線 LAN (Wi-Fi) について、講義室等への設置を進めるとともに、学生に対して活用研修を実施する。

(3) 教育力の向上

- ・ 卒業生アンケート及びヒアリングの結果を各学科に情報提供し、学科ごとの FD 活動を促す。
- ・ 本学でアクティブラーニングを実践している講義や e ラーニングを活用している講義の事例を共有する。

(4) 教育活動の改善

- ・ 平成 29 年度に作成した新授業アンケート原案を試行する。
- ・ ゼミや大学院での意見収集方法の事例を集め、教員に対し情報を提供する。
- ・ 教育・FD 委員会に、文化政策研究科の教務委員長が参加し、大学院科目の履修学生からの意見収集法について、情報共有をする。
- ・ 学生の授業外学修時間を調査・把握する。
〔文化政策研究科〕
- ・ 基幹科目における自主的な学修時間の調査を引き続き実施しデータの蓄積を図る。
〔デザイン研究科〕
- ・ 特論、演習における自主的な学修時間の調査を継続するとともに、具体的な分析を開始する。
- ・ 全員受験を行っていない 2、3、4 年生の TOEIC の積極的受験を推奨するほか、IELTS、TOEFL 等の受験指導を実施する。
- ・ 本学在籍期間中に TOEIC スコア 650 点以上を取得する学生数 100 名以上を目指す。
- ・ HSK を利用した学修成果及び過去 3 年間の受験結果の検証を行い、必要に応じ授業等を改善する。
- ・ 卒業生アンケート及びヒアリングの結果を各学科に情報提供し、学科ごとの FD 活動を促す。
- ・ 3 年生を対象に社会人基礎力検査を実施し、学生のリテラシーとコンピテンシーについて検証する。

(5) 教育研究組織の見直し

- ・ 平成 31 年度の文明観光学コースの設置に向けて、専任教員を文化・芸術研究センター所属として 4 月に採用する。本コース担当の教員を中心に、文化政策学部の 3 学科との調整、海外インターンシップや地域の観光産業との連携事業などを

含む、カリキュラム作成の準備を進める。

- ・ 匠領域を含めた 31 年度からの 1 学科 6 領域体制に向け、教員の配置を含めた学部の運用体制、カリキュラム体系、工房設備等を整備する。

5 学生への支援

(1) 学習支援

ア 学習環境・学習支援体制

- ・ 学科の特性に応じた担任制、チューター制の定着を図る。
- ・ 各学科の担任制・チューター制について情報収集し、各学科長がそれを共有する。
- ・ 学習支援につながる図書館・情報センターの窓口サービス向上のために、大学 ICT 協議会など各種団体の教職員研修に参加して、スキルアップを図る。
- ・ 留学生の学習、生活等を日本人学生が支援する留学生パートナー SA 制度(仮称)を試行する。

イ 社会人・留学生・障害のある学生など多様な学生への支援強化

- ・ 授業に出席するのに配慮を必要とする学生について、修学を支援するために適切な配慮を行う。また、心身の障害等により 4 年間で卒業が困難な学生には、長期履修制度などによる支援を継続する。
- ・ 修学サポート室や障害学生修学支援委員会を通じ、障害についての知識を学内で共有し、教職員の理解を深める。

(2) 生活支援

ア 健康管理及び生活支援

- ・ 学生生活調査結果で把握した学生の抱えている様々な諸問題に関して、引き続き改善を図る。
- ・ 大学生協と学生生活の利便向上や、学生の健康管理への食堂の活用方策について協議を進める。
- ・ 授業料減免制度や平成 30 年度から拡充される国の奨学金の対象となる学生に制度の周知を行う。
- ・ 留学生と日本人学生が共同生活する場について、他大学の事例調査を行う。

イ 自主的活動の支援

- ・ 学内施設に対する学生の提案、要望を聞きながら学生の自発的、活発な施設利用を促進していく。

6 キャリア教育と進路支援

(1) キャリア教育関連組織の整備

- ・ キャリアセンターの運営状況を検証し、必要に応じて改善して、効果的な運営を遂行する。

(2) キャリア・デザイン教育の充実

- ・ 1 年生のキャリア形成を図るため、インターンシップの重要性を伝えるセミナーや 4 年生がキャリアアップ体験談を語る会を開催する。

(3) 進路支援の強化

- ・ 3年生を対象に適正検査を行い、自己の適正を知るとともに、フォローアップガイダンスを実施する。
- ・ 公務員を目指す学生を対象として、静岡県や市町の施策・事業を説明する出前講座を本学で実施するよう関係自治体に働きかける。
- ・ 外国語を活用する職場を目指す学生を対象に、観光英語検定試験を周知する。
- ・ デザイナーを目指す学生を対象に、個別会社説明会の実施やデザインインターシップ、デザイン実習を周知する。
- ・ 平成 29 年度保護者会の結果を受け、内容の改善を図ったうえで、2、3年生保護者を対象とした進路や履修等に関する説明会を実施する。

(4) 企業との連携

- ・ 学生が自ら申込み自由応募のインターンシップへの参加を促す中で、5日以上のインターンシップ参加を働きかける。
- ・ 静岡 COC+事業への積極的な協力を推進し、その成果を検証するため、バスツアーやマッチング会に参加した学生の事後調査を行う。

(5) 県内企業の魅力発信

- ・ 県内自治体や商工会議所等と連携し、県内の魅力ある先駆的な企業を紹介する。

7 卒業生との連携と卒業教育

(1) 卒業生との連携及び支援

- ・ 同窓会役員と協議しながら、同窓会の組織体制の強化を進め、在学生との交流事業や支援事業を協働して実施する。
- ・ 学内会社説明会への卒業生の招聘するほか、卒業生の活躍を広報誌等で紹介する等、卒業生に本学の学びの成果を周知する。

(2) リカレント教育の実施

- ・ 英語・中国語教育センターにおいて、卒業生向けのリカレント教育プログラムとして、外部講師の講演や海外の大学との交流行事などへの参加を促すリカレント教育プログラムを実施する。

[文化政策研究科]

- ・ リカレント教育の実施について、本学の人的・財政的資源の制約の中で実現可能な方策について意見交換を開始する。

8 研究

(1) 社会の発展に貢献する研究の推進

ア 重点的研究の推進

- ・ 学内意見を広く集約し、文化・芸術研究センター再編に併せ、平成 31 年を目処に新たな重点目標研究領域を設定するための準備を進める。
- ・ ビチャラ会での議論を踏まえて、文化・芸術研究センターを中心に文化政策学部、デザイン学部の融合を促進させる具体的な研究活動を実施する。

イ 広範な研究の推進

- ・ 教員特別研究のほか、科学研究費補助金、研究助成財団等による外部資金を活用し、学外の研究者との共同研究を促進する。
- ・ 共同研究、受託研究を促進するために、地元産業界や行政に対して大学の研究シーズを紹介する。
- ・ 大学創立 20 周年記念事業の一環として、資料の保管、収集、利用体制など、大学アーカイブの構築と体系的な管理体制について検討する。

(2) 研究実施体制

ア 研究の実施体制

- ・ 学際的研究推進の場として文化・芸術研究センターの機能を強化するため、常に複数の教員が学部から兼任できる体制等を検討する。また、教員特別研究において、両学部を繋ぐ研究活動を推進する。

イ 研究環境の整備

- ・ 科学研究費獲得に向けた学内講習会の実施内容や実施時期を改善するとともに、応募のための研究費支援など、外部研究資金獲得に向けた支援の充実を図る。
- ・ 研究助成財団等の公募情報について教員への情報提供をより効果的に行う。
- ・ 教員の外部研究資金獲得に向け、科学研究費補助金等において 5 件以上の新規採択を目指す。また、研究助成財団等の外部研究資金は、平成 29 年度以上の獲得件数を目指す。

(3) 研究活動の評価及び管理

ア 研究活動の評価方法の構築

- ・ 研究の質の向上を促進するため、研究の成果に対し研究成果発表会の活用など、第三者の意見・評価を取り入れる仕組みについて、具体案を検討する。

イ 研究倫理の周知・徹底

- ・ 研究倫理 e-ラーニングの受講を引き続き推進するとともに、研究倫理意識の更なる向上を図るため、全学的な研究倫理教育に関する研修会を開催する。

ウ 研究費の不正使用の防止

- ・ 研究費の不正使用を防止するため、コンプライアンスに関する学内研修会を開催するほか、国等が公表した不正使用の事例を教員に情報提供等により不正使用防止の啓発を行う。

9 地域貢献

(1) 地域社会との連携

- ・ 公開講座や文化芸術セミナー等を積極的に実施し、聴講者のニーズに沿いつつ、教員の研究成果を地域と共有する企画を中心として計画するなど、効率・効果的な事業を実施する。
- ・ 大学ホームページ等を通して研究成果を地域に広く発表するとともに、地域課題を解決する取組に協力する。
- ・ 地域連携実践演習のプログラムを継続して行い、履修学生の更なる増加を図る。また、テーマ実践演習については、学生の自主的な企画を促し、履修学生の増加を図る。

- ・ テーマ実践演習について地域に広く周知し、地域企業・NPO・団体へ情報提供する。

(2) 地域の自治体・企業との連携

- ・ 教員の専門研究分野や研究シーズに関する情報を積極的に発信し、地域企業や行政との産学官連携を促進する。
- ・ 「トビタテ!留学 JAPAN 地域人材コース」へ参画し、学生の海外インターンシップの継続を支援する。
- ・ 県や企業、団体等学外の組織と協議し、本学独自の海外インターンシップの具体化を進める。
- ・ 学生に向けて、本学独自の海外インターンシップを告知する。
- ・ 地域自治体や経済団体等が設置する協議会や審議会等への参加など、連携活動を継続的に実施する。

(3) 県との連携

- ・ 静岡県からの要請による、教員の専門性に応じての各種審議会や委員会等への参加を継続するとともに、受託事業を積極的に受け入れる。

(4) 大学との連携

- ・ 県立大学と本学との学長、副学長等との意見交換の実施、相互の教員の交流等を行い、観光分野など教育研究の連携を深める。
- ・ ふじのくに地域・大学コンソーシアムが実施する事業に、引き続き積極的に協力するとともに、ゼミ学生地域貢献推進事業などへの応募を促進する。また、西部地域連携事業実施委員会における事務局校として、事業参加校や参加自治体との連携を強化し、共同授業やFD研究会を実施する。
- ・ 研究成果の評価・公開方法等に関する情報共有や行政から依頼される事業や課題に積極的に協力し、大学間の連携強化を図る。

(5) 多文化共生の推進

- ・ 多文化共生推進拠点としての機能充実をSUACグローバル化戦略検討タスクフォースの一部に盛り込み、実現可能な具体策について工程表を策定する。
- ・ 定住外国人学生及び外国人学生の情報の更新方法について、マニュアル化を図る。

10 グローバル化

(1) グローバル人材育成のための国際交流強化

- ・ 語学教育と留学を一体として学生の語学力を高めるため、英語・中国語教育センターに留学支援も担当する英語特任講師を配置し、運営にあたる。
- ・ 留学生の学習、生活等を日本人学生が支援する留学生パートナーSA制度(仮称)を試行する。
- ・ 「トビタテ!留学 JAPAN 地域人材コース」へ参画し、学生の海外インターンシップの継続を支援する。
- ・ 県や企業、団体等学外の組織と協議し、本学独自の海外インターンシップの具体化を進める。

- ・ 留学生や定住外国人学生との国際交流会を開催し、学内外に周知して国際交流に関心のある地域住民等の参加を促進する。
- ・ 英語・中国語教育センターで学期中に毎月開催している「インターナショナル・コミュニティ・フォーラム」を市民に公開する。

(2) 留学支援体制の強化

- ・ 学内及び学外の奨学金による留学支援の具体策を実施していく。
- ・ 休学して留学する学生の実態を把握して、更なる支援策を検討する。
- ・ 語学研修に係る渡航前説明会、航空券手配、現地大学との調整を民間企業に委託して、事務の合理化を図るとともに、業務範囲拡大を進める。
- ・ 日中友好大学生訪中団への学生募集を継続し、日中友好と本学学生の語学能力向上を図る。

(3) 留学生等の積極的受入れ

- ・ 静岡県と連携し、海外に向けた、特に留学生を見込めるアジア地域の広報活動を実施する。
- ・ 留学生の居住環境の整備の方策を検討するとともに、協定校の増加等により留学生の増加を図る。
- ・ SUAC グローバル戦略検討タスクフォースにおいて、外国人留学生受入れ拡大の方策について検討を開始する。

(4) 海外の大学等との交流の活性化

- ・ 海外協定校との間の交換留学（受入れ、派遣）を推進するほか、学生の留学、語学研修先を充実させるため、引き続き新たな交流協定校及び語学研修先の開拓する。

(5) 研究者の交流

- ・ 協定校のイズミル経済大学(トルコ)から教員と学生を迎えて国際デザインワークショップを行い、研究者間の交流を推進する。
- ・ アート及びデザイン教育研究の国際的な交流を推進するため、国際アート・デザイン系大学連合（CUMULUS）加盟の手続きを進める。

II 法人の経営に関する計画

1 業務運営の改善

(1) 有機的かつ機動的な業務運営

- ・ 理事長、学長のリーダーシップのもと、役員会、経営審議会及び教育研究審議会を運営することにより、経営と教学の役割分担を図りつつ、法人経営、大学運営を行う。
- ・ 大学運営会議において学内の諸課題等について全学的な視点から検討を行い、迅速に対応方針を協議する。
- ・ 平成 30 年度計画等を全教職員に周知し、大学の目指すミッションを共有した上で、各種業務を推進する。
- ・ 認証評価機関による調査から指摘された課題として、学内無線 LAN（Wi-Fi）

は講義室等への整備を進め、防犯カメラは更新を行う。また、時間外勤務承認システム導入など決裁の合理化等、業務プロセスの改善を進める。

- ・ 保護者会、オープンキャンパス、高校訪問、高校教員を対象とした授業見学・説明会、公開講座など、様々な機会を通じ、学生・保護者・高校生・高校教員・地域住民等から意見を聴き、業務改善につなげる。

(2) 人事の運営と人材育成

ア 人事制度の運営と改善

- ・ 教職員活動評価制度の内容や評価結果の活用等の検証、改善を継続して行う。また、教員に学外研修制度の積極的な活用を促し、その成果を評価する。
- ・ 平成 31 年度の教員及び事務職員の採用計画及び募集要項を作成し、公募又は選考により採用を行う。
- ・ 業務の繁忙と職員の生活スタイルを考慮した早出遅出勤務等、引き続き多様な勤務体制を検討する。
- ・ 業務や人材の配置等を考慮し、関係機関から職員派遣を受けるとともに、プロパー職員、期間契約職員、非常勤職員等、多様な雇用形態で採用を行う。
- ・ 4 月の派遣職員人事異動時の異動に加え、9 月を中心としたプロパー職員等の人事異動を実施する。

イ 職員の能力開発

- ・ 県立大学等との間で事務運営に係る情報交換を行う。
- ・ 建築技術職の業務支援に関する県立大学との覚書を締結し、業務支援を受ける。
- ・ 学内研修 OJT 等、SD を充実させるとともに研修支援制度の利用を促進するなど職員の能力研さんを進める。

ウ 女性が活躍できる環境の整備

- ・ 教職員の入試業務免除制度の改善を図るとともに、平成 29 年度の調査検討を踏まえ、育児支援制度の充実を図る。
- ・ 育児休業取得資格者のうち取得希望者の休業取得率 100%を目指す。
- ・ 育児に関する諸制度の周知を図り、男女を問わず、育児休業以外の育児に係る諸制度の利用者数 2 人以上を目指す。

(3) 事務等の生産性の向上

- ・ 外部委託や人材派遣を活用するなど積極的なアウトソーシング化による事務処理の合理化や、印刷物の電子化等を通じた、経費節減と業務の効率化を図る。
- ・ 時間外勤務管理等を電子化し、決裁業務や集計処理業務等の効率化を図る。
- ・ 事務事業の見直しや効率化等を念頭に、事務局組織の見直しを継続して行う。
- ・ 学内に導入するグループウェアについて更に調査を行い、内容及び利用方法について整理するなど、平成 31 年度の事務システム更新に向けた準備を行う。

(4) 監査機能の充実

- ・ 監査担当参事の専門的な見地を踏まえた内部監査計画作成及び内部監査を実施する。
- ・ 監事、会計監査人及び法人理事・職員による意見交換を開催し、監査（三様監査）機能の充実及び役割分担の明確化を図り、それぞれの監査業務を推進する。

2 財務内容の改善

(1) 自己収入の確保

- ・ 科学研究費補助金のほか、研究助成財団等の公募情報を積極的に収集し、教員への提供及び申請支援を行い、外部研究資金の獲得を推進する。
- ・ 卒業生等を中心とする個人及び県内外の法人等から、広く寄附金を募集する。
- ・ 受講者のニーズに沿った公開講座を実施する。
- ・ 施設貸出について、利用希望が集中する時期の利用者調整を行い、公平で利用しやすい施設提供を行う。

(2) 予算の効率的かつ適正な執行

- ・ 予算配分及び主要事業の執行状況を踏まえ、予算会議において、予算配分における重点事項等を決定する。
- ・ 年度中の状況変化を的確に反映する補正予算を編成する。
- ・ 施設の大規模修繕に前中期目標期間繰越積立金を活用し、基金の保全とのバランスを取りながら的確な施設保全に努める。
- ・ 教員研究費において、個別発注している消耗品等について、経費の節減と教員の手間の削減の観点から引き続き検討を進める。
- ・ エネルギー使用の増加要因となる夜間や休日の施設利用について、可能な範囲で空調負荷を低減するよう、引き続き使用室の選択等の調整を利用者と行う。
- ・ 財務状況の教職員への説明を継続し、管理的経費の節減に対する理解を深める。
- ・ 庁舎管理業務において複数年契約を行うことにより経費節減を図る。

Ⅲ 自己点検・評価及び情報の提供に関する計画

1 評価の充実

- ・ 認証評価結果による改善事項について、計画に沿って改善を進める。

2 情報公開等の充実

- ・ 大学ホームページ等を活用し、法人運営、教育研究活動など大学の最新情報を積極的に公開及び更新する。

3 広報の充実

(1) 大学の知名度向上、優秀な学生確保に向けた戦略的な広報展開

- ・ 学生募集に活用する大学案内について、本学の特色を強く印象付ける企画ページを設け、本学のブランド力向上を図る。
- ・ 認知度向上のため、本学の教育研究の成果を、全国紙等のマスコミへ配信し、パブリシティを利用した広報を進める。
- ・ 県外の高校を訪問し、本学の学びの特色を訴求する。

(2) 広報対象に応じた的確な広報ツールの活用

- ・ SNS を活用した広報について、学生の意見を取り入れて運用を開始する。

(3) 教職員による全学広報の実施

- ・ 教職員が自校を理解するための「SUAC 理解に関する基礎データ集」について掲載内容の充実を図り、高校訪問、オープンキャンパス等で活用する。

IV その他業務運営に関する計画

1 施設・設備等の整備・活用等

- ・ 県施設整備補助金及び前中期目標期間繰越積立金を財源に、屋外壁面の修繕と防犯カメラの更新を行う。
- ・ 業務効率化のためのグループウェア導入準備を行うとともに、学内無線 LAN (Wi-Fi)対応可能な講義室の整備を進める。
- ・ 学内施設等の有効な利活用を検討するとともに、施設の老朽化に計画的に対応する。

2 安全管理

(1) 安全衛生管理体制の確保

- ・ 衛生管理委員会を定期的開催し、安全衛生管理の状況を確認し、課題・対策を協議するほか、産業医等による定期的な職場巡視により、安全で衛生な職場環境を維持する。
- ・ 工房管理等運営委員会を定期的開催し、学生が機械器具を安全に使用するための安全講習会を継続するなど安全体制を確保する。
- ・ 教員及び学生サークルと連携し、防災に関する取組を進める。
- ・ 新入生ガイダンスで、学内の事故等の予防、発生時の対応について引き続き周知を図る。

(2) 危機管理体制の強化

- ・ 地震をはじめとする様々なリスクに対し、安定的に大学活動を継続できる体制づくりに向け、他機関の事業継続計画を調査し、今後の取組方針案を作成する。
- ・ 日常管理を委託する各業者との連携等により、学外から不審者が侵入しにくい体制となるよう協議を継続する。
- ・ 老朽化が進んだ防犯カメラを更新する。
- ・ 災害発生後の初動対応をより組織的なものとするため、教職員らで構成する自衛消防隊各班の行動マニュアルについて作成を進める。
- ・ 災害備蓄品の更新（補充）を継続する。
- ・ 一時避難所を適切に運営するため、学内の初動体制の見直しを継続する。
- ・ 海外に留学、研修する学生の安全を確保するため、大学の協定校派遣だけでなく、学生が個人で休学して渡航する私費留学についても、トータルサポートシステムへの加入を呼びかける。
- ・ 新入生ガイダンスで、学内の事故等の予防、発生時の対応について引き続き周知を図る。

(3) 情報セキュリティの強化

- ・ フィッシングメール等の情報提供、注意喚起を学生も含め積極的に行い、全教

職員を対象とする情報セキュリティ研修会を開催する。

3 社会的責任

(1) 人権の尊重

- ・ 教職員等への研修会等を通じたハラスメント防止啓発策を講じるとともに、学生を対象としたハラスメント防止研修や掲示物等により相談しやすい環境づくりを進める。
- ・ ハラスメント相談窓口担当者の専門性を高めるための研修会を実施する。

(2) 法令遵守

- ・ コンプライアンス研修を実施し、教職員の遵法意識を高める。
- ・ 研究費の不正使用防止及び研究倫理教育に関する学内研修会を実施し、コンプライアンスに関する意識の醸成を図る。

(3) 環境配慮

- ・ エネルギー使用の増加要因となる夜間や休日の施設利用について、可能な範囲で空調負荷を低減するよう、引き続き使用室の選択等の調整を利用者とする。
- ・ 新たな電力調達方法について検討する。

V その他の記載項目

1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙

2 短期借入金の限度額

(1) 限度額 5億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

3 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

4 出資等に係る不要財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

5 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

6 県の規則で定める業務運営計画

(1) 施設及び設備に関する計画

教育研究組織の統合・再編・見直しに対応した施設・設備の整備や大規模な施設・設備の改修等については、各事業年度の予算編成過程等において決定する。

(2) 人事に関する計画

- ・ 本学が必要とする専門領域分野の教員及び事務処理を的確に遂行できる専門性等を持った事務職員を確保するとともに、その人材養成をする。
- ・ 組織の活性化及び効率的な大学運営の執行を図るため、教職員を適材・適所の部門に配置等をする。
- ・ 事務職員については、関係機関からの派遣職員と法人採用職員との有機的連携を深め、相乗効果を高める。
- ・ 教職員のSD活動及び教員のFDに積極的に取り組み、大学運営の高度化や授業改善に努めることとする。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

なし

(4) 積立金の使途

第1期中期計画期間中に生じた積立金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	1,495
施設整備費補助金	172
自己収入	947
授業料収入及び入学金検定料収入	899
雑収入	48
受託研究等収入及び寄附金収入等	21
補助金等収入	1
臨時利益	0
長期借入金収入	0
目的積立金取崩収入	0
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	53
計	2,689
支出	
業務費	2,468
教育研究経費	1,686
一般管理費	782
施設整備費	202
受託研究等経費及び寄附金事業費等	19
長期借入金償還金	0
計	2,689

収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	2,459
経常費用	2,459
業務費	2,174
教育研究経費	534
受託研究等経費	19
人件費	1,621
一般管理費	223
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	62
臨時損失	0
収益の部	2,459
経常利益	2,459
運営費交付金	1,494
授業料収益	710
入学料収益	92
検定料等収益	31
受託研究等収益	16
寄附金収益	5
補助金収益	1
財務収益	0
雑益	48
資産見返運営費交付金等戻入	48
資産見返物品受贈額戻入	0
資産見返寄附金戻入	14
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	2,851
業務活動による支出	2,422
投資活動による支出	267
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	162
資金収入	2,851
業務活動による収入	2,462
運営費交付金による収入	1,494
授業料及び入学金検定料による収入	898
受託研究等収入	16
寄附金収入	5
補助金収入	1
その他の収入	48
投資活動による収入	172
施設費による収入	172
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	217